

平成 2 7 年 第 2 回

京丹波町議会臨時会

会 議 録

京丹波町議会

平成27年第2回京丹波町議会臨時会

平成27年5月11日(月)

開会 午前9時00分

1 議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定について

第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

京丹波町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について

第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第7 同意第1号 京丹波町須知財産区管理委員の選任について

第8 同意第2号 京丹波町高原財産区管理委員の選任について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員(16人)

1番 森田幸子君

2番 松村篤郎君

3番 原田寿賀美君

4番 梅原好範君

5番 山下靖夫君

6番 坂本美智代君

7番 岩田恵一君

8番 北尾潤君

9番 鈴木利明君

- 10番 篠塚 信太郎 君
11番 東 まさ子 君
12番 山崎 裕二 君
13番 村山 良夫 君
14番 山田 均 君
15番 山内 武夫 君
16番 野口 久之 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（6名）

- 町 長 寺尾 豊爾 君
副 町 長 畠中 源一 君
参 事 伴田 邦雄 君
総務課長 中尾 達也 君
税務課長 松山 征義 君
住民課長 長澤 誠 君

6 出席事務局職員（2人）

- 議会事務局長 堂本 光浩
書 記 山口 知哉

開議 午前9時00分

○議長（野口久之君） 皆さんおはようございます。

本日は、大変お忙しい中ご参集いただき、ご苦労様です。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成27年第2回京丹波町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、8番議員・北尾潤君、9番議員・鈴木利明君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（野口久之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって本臨時会の会期は、本日1日限りと決しました。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長から提出されています案件は、承認第1号ほか4件です。

提案説明のため、寺尾町長ほか関係者の出席を求めました。

5月8日に議会運営委員会が開催され、本臨時会の運営について協議されました。

議会広報特別委員会には、議会だより第43号の発行をいただきました。

本日、本臨時会終了後、議会活性化特別委員会が開催されます。

委員の皆さんには大変ご苦労様ですが、引き続きよろしくお願いをいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例等の一部を

改正する条例の制定について～日程第 8、同意第 2 号 京丹波町高原財産区管理委員の選任について》

○議長（野口久之君） 日程第 4 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 8 同意第 2 号 京丹波町高原財産区管理委員の選任についてを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） おはようございます。本日ここに、平成 27 年第 2 回京丹波町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

承認第 1 号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、本町税条例等の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いしております。

個人住民税の寄附金税額控除に係る申告特例制度の創設や軽自動車税のグリーン化特例の導入に伴う改正に基づくものであります。

承認第 2 号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、本町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いしております。

国民健康保険税の賦課区分のうち、医療給付費分に係る課税限度額を 51 万円から 52 万円に、後期高齢者支援金分を 16 万円から 17 万円に、介護納付金分を 14 万円から 16 万円にそれぞれ引き上げるものであります。

また、低所得者の国民健康保険税の負担軽減を図るため、5 割軽減及び 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準の見直しを行うものであります。

承認第 3 号 専決処分の承認を求めることにつきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、本町国民健康保険条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いしております。

国民健康保険法において、これまで附則で規定されていた関係条文が、本則で規定されたことに伴う文言の修正等を行うものであります。

同意第 1 号 京丹波町須知財産区管理委員の選任及び同意第 2 号 京丹波町高原財産区管

理委員の選任につきましては、任期満了（平成27年5月25日）に伴う財産区管理委員の選任について、議会の同意をお願いしております。

まず、同意第1号の京丹波町須知財産区管理委員として、選任の同意をお願いする委員さんについて、ご紹介を申し上げます。

松本 寛（まつもと・ひろし）氏は、京丹波町曾根曾根北9番地にお住まいで、昭和11年8月20日のお生まれです。丹波町消防団長を歴任されております。引き続き管理委員に選任するものであります。

須知 要（しゅうち・かなめ）氏は、京丹波町上野中垣内9番地にお住まいで、昭和20年7月8日のお生まれです。農林業に従事され、丹波町農業委員会委員、丹波町森林組合理事、上野区長を歴任されております。引き続き管理委員に選任するものであります。

山崎 俊雄（やまざき・としお）氏は、京丹波町蒲生坊ノ下57番地にお住まいで、昭和19年1月30日のお生まれです。京都府信用農業協同組合連合会監事、京都農業協同組合専務を務められ、蒲生区副区長を歴任されております。引き続き管理委員に選任するものです。

荒井 豊（あらい・ゆたか）氏は、京丹波町須知新町74番地にお住まいで、昭和24年11月12日のお生まれでございます。地元須知区の役員、民生児童委員を歴任され、現在京丹波町商工会理事、須知山林共同経営組合の役員を務められています。新たに管理委員に選任するものであります。

谷山 均（たにやま・ひとし）氏は、京丹波町安井観音寺28番地にお住まいで、昭和25年3月30日のお生まれでございます。京都地方法務局に入局され、大阪並びに京都府域の各地方法務局に長く勤務され、現在安井区長を務められています。新たに管理委員に選任するものであります。

松谷 實二（まつたに・じつじ）氏は、京丹波町高岡岩崎25番地1にお住まいで、昭和26年9月22日のお生まれです。農畜産業に従事され、農業委員、辻村区長を歴任されております。

徳岡 信男（とくおか・のぶお）氏は、京丹波町新水戸二反田12番地にお住まいで、昭和23年4月30日のお生まれです。京都府立園部高等学校をはじめ、京都府域の高等学校並びに京都府立体育館に勤務され、新水戸区長を歴任されております。新たに管理委員に選任するものであります。

続きまして、同意第2号 高原財産区管理委員として選任の同意をお願いする委員さんについて、ご紹介申し上げます。

上仲 幹雄（うえなか・みきお）氏は、京丹波町下山中道４５番地にお住まいで、昭和７年１０月１日のお生まれです。電気設備会社に長く勤務されておりました。引き続き管理委員に選任するものであります。

山根 正喜（やまね・まさき）氏は、京丹波町下山小畠８番地１にお住まいで、昭和２６年３月３０日のお生まれです。テント製造会社に勤務され、下山蕨区長を歴任されております。新たに管理委員に選任するものであります。

久保元 明（くぼもと・あきら）氏は、京丹波町豊田九手６０番地にお住まいで、昭和２３年９月６日のお生まれです。電気通信関係会社に長く勤務され、豊田区副区長、消防団部長を歴任されております。引き続き管理委員に選任するものであります。

森脇 幸夫（もりわき・ゆきお）氏は、京丹波町実勢トミ谷６０番地にお住まいで、昭和２２年１０月１５日のお生まれです。京都府職員として長く勤務され、実勢区副区長、生産森林組合理事を歴任されています。引き続き管理委員に選任するものであります。

太田 誠一（おおた・せいいち）氏は、京丹波町富田坪井１９番地にお住まいで、昭和２１年１１月１８日のお生まれです。警備会社に長く勤務され、富田区農事組合長、京丹波森林組合の総代を歴任されています。引き続き管理委員に選任するものであります。

山本 正行（やまもと・まさゆき）氏は、京丹波町富田堂山７番地にお住まいで、昭和２４年７月１３日のお生まれです。京都市消防局に長く勤務され、富田区農事組合長を歴任されています。引き続き管理委員に選任するものであります。

山田 正雄（やまだ・まさお）氏は、京丹波町豊田千原１３５番地にお住まいで、昭和３５年１２月２７日のお生まれです。照明器具製造会社に勤務されるとともに、上豊田生産森林組合長を歴任されています。引き続き管理委員に選任するものであります。

以上、ご紹介しました皆さんは、それぞれ豊富な経験により地元区の活動におきましても多方面にわたりご活躍されており、また、農林行政にも見識があり、財産区管理委員として適任であります。ご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 補足説明を担当課長から求めます。

松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） それでは、承認第１号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の専決処分につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成２７年３月３１日

に公布をされたことに伴いまして、施行期日を4月1日とする必要のある関係部分につきまして、措置をさせていただいたものでございます。

まず、地方税法改正の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

平成27年度の地方税法改正は、経済再生と財政健全化を両立するため、消費税率引き上げ施行日を変更することに合わせ、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生をより確実なものとするとともに、地方創生に取り組むため、成長志向に重点を置いた法人税改革としての法人事業税の改正やふるさと納税に係る個人住民税の寄附金控除の拡充措置。また、環境への負荷の少ない自動車を対象とした車体課税の見直し等必要な法改正が講じられたところであります。

それでは、税条例の改正の内容につきまして、その概要を新旧対照表によりまして、ご説明を申し上げます。

それでは、新旧対照表のまず、1ページでございます。第31条につきましては、都道府県税であります法人事業税の課税標準の見直しに係る地方税法の一部改正に伴いまして、法人住民税においても同様に関連する条文について所要の整理を行うものでございます。

次に、4ページでございます。第48条でございますけれども、法人税法の改正による地方税法に係る、引用条文に係る改正がこのほどございまして、そのことに伴いまして、条例におきましても同様の整理を行わせていただいたものでございます。

同じく4ページ、第50条につきましても、前条同様、法人税法の改正による地方税法の引用条項に係る改正がございまして、同様に条例におきましても整理をさせていただくものでございます。

次に5ページから6ページでございます。第57条及び第59条につきましては、固定資産税の非課税の範囲を定めるものでございますが、地方税法の一部改正によりまして、事業所内の保育事業の用に供する固定資産の非課税の規定が追加されたことに伴いまして、規定における引用条項について所要の改正を行うものでございます。

同じく6ページでございます。附則第7条の3の2でございます。附則第7条の3の2につきましては、消費税率引き上げ時期の変更に伴う措置として、今回地方税法の一部改正によりまして、住宅ローン控除の対象期限が同様に1年6ヶ月延長されたことに伴いまして、規定における控除の適用期限についても同様に、平成41年度まで延長を行うものでございます。

次に、同じく6ページから7ページでございます。それとお手元にお配りさせていただきました資料の4ページ、一番後ろですが、ご覧頂きたいと思っております。附則の第9条でござい

ます。附則第9条につきましては、ふるさと納税に伴う当分の間の措置として、確定申告が不要である給与所得者等が寄付を行った場合は、寄附金控除を受ける場合に確定申告が必要とされている現行の手続きに代えまして、申告特例通知書の送付により控除の適用が受けられる特例制度、ワンストップ特例というように呼びますが、創設されたことに伴いまして、規定におきましても必要な事務手続き等につきまして、法改正に基づいた所要の改正を行うものでございます。特に、資料4ページの右下にありますワンストップ特例の場合というところの図式は、条文化したものが附則の第9条ということで、ご理解をいただきたいと思えます。

続きまして、8ページ附則第9条の2につきましても、ふるさと納税に伴う地方税法の一部改正によりまして、納税義務者がふるさと納税に係る寄附金を支出され、かつ申告特例申請通知書の送付があった場合、当該納税義務者の住民税所得割額から確定申告を行った場合と同額の寄附金特例による控除を受けることが出来る制度が新たに定められたことに基づきまして、規定におきましても必要な事務手続き等について、法改正に基づいた所要の改正を行うものでございます。

同じく8ページでございます。附則第10条の2でございます。これにつきましても地方税法附則の改正に基づきまして、固定資産税の課税標準の特例措置を定めるものでございます。新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る課税標準額について、3分の2の軽減を。また、自然冷媒を利用した一定の業務用冷凍・冷蔵機器に係る償却資産の課税標準額について4分の3の軽減を。大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設並びに土壤汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設に係る償却資産の課税標準額について、それぞれ2分の1の軽減を行う措置を定めるものでございます。

なお、現在のところ本町における該当施設はございません。

次に、8ページ附則第11条につきましては、地方税法附則の改正に伴いまして、現行の土地に係る固定資産税の特例措置を継続するため、法改正と同様に適用年度について、所要の整理を行うものでございます。

9ページの附則第11条の2につきましても、同様に現行の土地に係る固定資産税の特例措置を継続するため、法改正と同様に適用年度について、所要の整理を行うものでございます。

同じく9ページ、第12条につきましても、地方税法附則の改正に伴いまして、現行の宅地等に係る固定資産税の特例措置を継続するため、法改正と同様に適用年度について、所要の整理を行うものでございます。

次に、飛びますけれども11ページでございます。附則の第13条につきましても、地方税法附則の改正に伴いまして、現行の農地に係る固定資産税の特例措置を継続するため、法改正と同様に適用年度について、所要の整理を行うものでございます。

同じく12ページ、法附則第15条につきましても、現行制度の継続ということで、法改正と同様に所要の整理を行うものでございます。

次に13ページをご覧ください。13ページ並びにお手元の資料2ページをご覧くださいと思います。附則の第16条でございます。附則第16条につきましては、これも地方税法の一部改正によりまして、一定の環境性能を有する四輪車等につきまして、その燃費性能に応じたグリーン化特例の規定が創設されたことによりまして、規定におきましても同様の改正を行うものであります。具体的には、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間に新規取得された四輪車等の軽自動車を対象として、環境性能に応じた三つの区分によりまして、平成28年度分の軽自動車に限り、軽減措置が講じられることとなります。

軽乗用車の場合でございます。電気自動車等については、概ね75%の軽減措置。また、平成17年排出ガス基準75%低減達成車でかつ、平成32年度燃費基準、プラス20%達成車については、概ね50%の軽減措置。さらには、平成17年排出ガス基準75%低減達成車でかつ平成32年度燃費基準達成車につきましては、25%の軽減措置がそれぞれ講じられることとなります。

ちなみにこの適用を受けた場合の税率でございますけれども、資料2ページの下段の表をご覧くださいと思います。四輪の自家乗用車の場合を例にとりましてご説明させていただきますけれども、標準税率が1万800円となっておりますものが、25%軽減適用車については、税額が8,100円に。50%軽減の対象車については、5,400円。75%軽減のものにつきましては、2,700円にそれぞれ平成28年度分の軽自動車の税率が軽減されることとなります。

続きまして、第2条関係について、ご説明を申し上げます。新旧対照表の第2条関係の1ページをご覧ください。この改正につきましても、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴いまして、平成26年度改正に係ります町条例条文について、一部改正を行うものでございます。改正の内容につきましては、地方税法の改正に伴いまして、軽自動車税の税率の特例に係る条例文中の引用条項のずれについて、所要の整理を行うものでございます。

次に、新旧対照表の2ページから最終ページと、お手元の資料1ページ目をご覧くださいと思います。附則の第1条、第4条、第6条についてでございます。条例文中の適用年度及び引用条項等の改正を行うものでございます。この改正の内容といたしましては、昨年

度地方税法の一部改正に伴いまして、平成27年度分以後から開始されることとなっております。また軽自動車税に係る二輪車並びに小型特殊自動車の税率改正が、平成27年度の国の税制改正大綱の策定に係る国の税制調査会や各種協議会等において、その開始時期の見直し等を含めた意見が出されまして、様々な議論が進められた結果、最終的に運用開始を1年間延期し、その適用を平成28年度分以後から適用する法律改正が行われたところでございます。このことを受けまして、規定につきましても同様に所要の改正を行うものでございます。

なお、地方税法改正による施行期日が、4月1日以降の内容に係る税条例の改正につきましては、次回の定例会において、ご提案をさせていただく予定でございます。

以上、専決処分に係る承認を求める内容についてのご説明とさせていただきます。ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤誠君） それでは、承認第2号 京丹波町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の専決処分につきまして、補足説明を申し上げます。

この条例改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が、平成27年3月31日に公布されまして、平成27年4月1日から施行されることに伴いまして、本町の国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の専決処分を行ったものでございます。

今回の改正内容は、町長の説明にもありましたように、医療給付費分に係る課税限度額を51万円から52万円に。後期高齢者支援金分を16万円から17万円に。介護納付金分を14万円から16万円にそれぞれ引き上げるものでありまして、国保税全体の賦課限度額は従前の81万円から4万円引き上げまして、85万円となります。また、均等割額及び平等割額、いわゆる応益分、国保税の5割軽減、2割軽減におきましては、軽減判定所得の要件が拡大されるものであります。具体的には、新旧対照表によりご説明させていただきますので、3枚目の横長の表をご覧ください。

まず第2条関係でございますが、第2項につきましては、医療給付費課税額について規定しておりまして、世帯主等につき算定した所得割額、資産割額、均等割額、世帯別平等割額の合計額とすることとなっておりますが、その額については、その合計額の限度額を51万円から52万円に引き上げるもの。また、第3項として、後期高齢者支援金等課税額について規定しており、その額については、その合計額の限度額を16万円から17万円に引き上げるもの。また、同条第4項の介護保険納付金課税額については、限度額を14万円から16万円に引き上げるものでございます。また、第23条第1項におきましては、保険税の軽減に際しての限度の規定でございますが、第2条と同様にそれぞれ引き上げをするものでご

ございます。また、同条第2号におきましては、5割軽減の判定所得の算定において、被保険者数等に乗じる金額を24万5,000円から26万円に引き上げるもの。また、第3号の2割軽減の判定所得の算定におきまして、被保険者数等に乗じる金額を45万円から47万円に引き上げるものでございます。なお、この改正による本町の被保険者への影響といたしましては、当初予算算定時点で限度額超過世帯が医療給付費分では、35世帯が32世帯に。後期高齢者支援金分では、23世帯が21世帯に。介護納付金分では、16世帯が11世帯となり、限度額引き上げに伴う保険税の増額分といたしましては、約80万円を見込んでおります。

以上、京丹波町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の専決処分の内容につきまして、補足説明とさせていただきます。ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、承認第3号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

この条例改正につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成27年3月11日に公布されまして、平成27年4月1日から施行されることに伴いまして、本町の国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったものでございます。

今回の改正内容といたしましては、町長の提案理由の説明にもありましたように、国民健康保険法におきまして、これまで附則で規定されておりました関係条文が、本則で規定されたことに伴いまして、以下の条文がそれぞれ繰り下げられたことから、京丹波町国民健康保険条例におきまして、国保の条文を引用している文言部分を今回は正させていただきますので、3枚目の横長の表をご覧ください。第8条につきましては、特定健康診査等の保険事業につきまして規定しているものでございますが、今回国保附則で規定されていた条文が、法第72条の4として本則に追加されたことに伴い、特定健康診査等に関して規定されていた法第72条の4以降に条ずれが生じたため、法第72条の4を法第72条の5に改めたものでございます。

以上、京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の内容につきましての補足説明とさせていただきます。

ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 同意第1号 京丹波町須知財産区管理委員の選任について及び同意第2号 京丹波町高原財産区管理委員の選任につきまして、一括して補足説明を申し上げます。

町長の提案説明におきまして、それぞれ説明があったところではございますが、任期につきましては、地方自治法の第296条の2第3項の規定によりまして、4年間となっております。両財産区とも平成27年5月26日から平成31年5月25日までの4年間でございます。なお、選任にあたりましては、それぞれ各区長様による調整をいただいたところがございます。この中で今回新しく選任同意をお願いする方でございますが、須知財産区管理委員におきましては、荒井豊氏、谷山均氏、徳岡信男氏の3名の方々でございます。

荒井豊氏は、須知市森地区の代表として、平成18年度から9年間委員を務められました小谷亨喜男氏の後任として。谷山均氏は、塩田谷・安井地区代表として、平成19年度から8年間委員を務められた村山智加男氏の後任として。徳岡信男氏は、西階・水戸・新水戸地区代表として、平成19年度から8年間委員を務められた中村忍氏の後任であります。また、高原財産区管理委員におきましては、山根正喜氏であります。下山地区の代表として、平成7年度から20年間委員を務められました鈴木敬三氏の後任として今回、選任同意をお願いしております。

以上、誠に簡単でございますが、同意第1号及び同意第2号の補足説明とさせていただきます。

○議長（野口久之君） 以上説明のとおりであります。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

山田君。

○14番（山田均君） 専決処分の関わりでちょっとお尋ねをしておきたいと思うんですけども、1点は今回創設をされたふるさと納税のワンストップ特例という制度のことなんですけども、内容としてはふるさと納税を増やすといえますか、そういう目的が当然あるかと思うんですけども、これまでは確定申告をしなければふるさと納税は控除にはならなかったんですが、今回この事例を見ても、4ページを見ても、ふるさと納税をしたときに特例申請書を提出しておけば、確定申告をしなくてもふるさと納税先の団体が、その納税者の住所であります市町村に手続きをするということだと思っておりますけども、京丹波の場合、これが実施されることによって納税される方も当然あると思うんですけど、影響というのはみえておられるのかどうか、お尋ねをしておきたいのが1点でございます。

それから、軽自動車のグリーン特例というのが今度28年度のみということなんですけども、電気自動車なり燃料基準の低燃費といえますかそういうもんだと思うんですけど、実際平成27年4月1日から28年3月31日までに新規に取得ということなんで、現時点では

どの程度の方がそういうものを購入されておられるのか見通しはないわけですが、本町としては一定の台数を見込んでおられるのかどうか、伺っておきたいと思います。

それから、軽自動車税に関わるバイクなり小型特殊自動車の関係で、1年実施が延長されたということなんですけども、もともと軽自動車がどんどん増えてきたということで、その課税が強化されたということに伴って、小型特殊自動車なりバイクが、それに該当するということがなったわけなんですけども、そういう面で言いますと、当然本町としては一定の減収になるわけなんですけども、どの程度の収入減と見ておられるのかということと。

それから、また来年から実施されるということなんで、こういう手続き的なことを含めると相当な事務量だと思うんですけども、例えばそれは費用としては、どの程度負担としては考えられておられるのか、合わせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） 失礼します。まず、最初のご質問でございます。ワンストップ特例の影響でございます。私ども、毎年住民税の賦課に係ります課税状況調査という賦課調査を取りまとめておりまして、その実績値をご報告させていただきたいわけなんですけども、平成26年度で同寄附の対象であがっている方が、寄附金額2万円ということでございます。影響額については、その部分に係る住民税の控除分が、影響として出てくるというふうに見積もっております。次に、グリーン化特例の台数見込みでございますけども、これにつきましては、先ほど議員さんおっしゃられたとおり、これから購入される方が対象ということで、車によっていろんな性能がございまして、今いくら何台ということは、現在のところ見込むことは不可能ということで、ご容赦をいただきたいと思います。

次に、二輪車並びに小型特殊自動車の1年延期に伴う影響でございますけれども、これについては、概算、試算でございますけども、概ね約330万円程度の税額の影響額として、推計をいたしております。

最後に、軽自動車の事務に係る費用でございますけども、これにつきましても、いろんな事務が錯綜してまいります。いろんなデータを取得しなければならないといった事務もございまして、この点につきましては、現在国が全国の軽自動車協会と協議をされて、そういった申告書のデータ化をいただきまして、それを各地方公共団体に送信をいただくということで、平成27年度中にそのシステムを確立するということが、現在総務省のほうで取り組みがなされています。それに係る経費につきましては、基本的には地方公共団体には負担がかからないようにという考え方の元に、現在国の方が進めてられております。あと、実質的に本町においてそういった経費が出てくるということが考えられることにつきましては、そのデータ

を受けた後、うちの課税システム、これに反映させるための一部システムの改修が生じてくることが予測されますが、現在のところこういった形でどういう内容のデータが来るかというところが決まっておきませんので、どれぐらいの経費に係るかといったところについても、現在のところは不透明というところがございますけれども、本町におきましては、TRY-Xというシステムを使っておりまして、府内でも複数の市町がそのシステムを運用していることもございますので、そういったところとの負担割ということが想定されるところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） ふるさと納税の関係は、平成26年度実績で2万円ということでそう影響はないということだと思っておりますけれども、今提案されておるワンストップ特例なりで、ふるさと納税をもっと増やそうという国の狙いやと思っておりますけれども、本来のふるさと納税というのは自分の生まれた所とか育った所へ寄附をして、その市町村を応援しようというのが本来の目的だと思っておりますけれども、現在の状況を見ておれば、ふるさと納税をすることによって、いろんな特産を送るとかということで、非常に全国的に集中した市町村もあるわけで、ふるさと納税が何億という所もあるようでございますけれども、そういう中で今回のこのワンストップ特例をすることによって、確定申告をしなくても済むということで、もっと増やそうという国の狙いがあると思っておりますけれどもね。本町としては、受けるほうは寄附を受けるということやけど、京丹波の方が他の市町村にすれば、それが今ありましたように税収が減っていくわけなんで、そういう影響はあんまり考えていないのかどうかということをお尋ねしたかったんですけれども、実際にどの程度これが広がっていくかという問題もありますけど、国の狙いというのはそこにあるわけで、本来は国が市町村に交付税等で処置をするのが本来のあり方やと思っておりますけれども、そういうことでこれが一層ふるさと納税をもっと増やそうという狙いがあると思ったりやけど、その影響をちょっとどうなのかということをお尋ねしたかったということです。

それから、軽自動車税の関係は、今ありましたように、軽自動車税そのものについても増やしておるということで、そういう税額が増やされたわけなんですけど、それに伴って二輪車と小型特殊自動車、この場合は買い替えをしなくても平成27年度から適用ということになっておったんですけれども、これに大きな批判もあつたりして、1年延長したんですけれども、国がこんな法改正を1年延長するようなこと、また手続き的にすると、市町村も条例提案して、またそれをこういう条例改正せんなんというこういう手続きが出てきておるんですけど、そ

ういう手続き的な費用が本来しなくてもいいことをするわけなんで、例えば条例を公布して、一定また例規集にも載せたりそういうこともせんなんわけですね、我々市町村としてはね。そういう負担だけでも大きい費用なんですけども、そういう費用負担は、さっきの説明があったように軽自動車税のように、小型特殊だとか二輪車についての費用ですね、国がちゃんと持つということなのか、その辺を改めて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） 失礼します。減収分における財源補填の考え方ですけども、基本的には、ふるさと納税につきましても、軽自動車につきましても、特別な減収補填措置、地方特例交付金等の措置はございません。通常のふるさと納税については、いろんな控除がありますけども、そういった控除と合わせて出てきた数字、これを元に最終、総合的にいうのであれば交付税の世界で基準財政収入額と需要額、こういったところで一定の減収分が出てきて、一定の部分については、交付税の措置がなされるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 京丹波としては、税収とか減るわけなんで、ふるさと納税の人、京丹波に住所ある人がたくさんすれば、そういう影響はみてないということなのかどうか1点だったんです。

もう1点は、この二輪車と小型特殊自動車の税率を去年に引き上げて、1年延期するという事で、国の法改正によって市町村も提案されておるんですけども、それに伴う費用ですね、当然国が持つということなのか。当然そういう費用は、市町村が持たんなんということなのか、そこら辺確認の意味でお尋ねしたんですけども。本来国が決めたやつをまた運用を変更してきたわけなんで、当然これもそういう係る費用については、国が持つということなのか、市町村が負担するという事なのか、そういう意味でお尋ねしたんで、もう一度お尋ねしておきます。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） 特に、軽自動車の関係の費用につきましては、確かにおっしゃられるように議案として提案をさせていただいて、そういったものをシステム等へ反映させる経費は、少なからずとも出ておると思いますけども、基本事務的な内部的なチラシでありますとか、ホームページに載せたりですとか、こういったところの経費でございますので、特段大きな狂いによって、またシステムを直したりとか、そういったことについては、

一定年明けの税制改正大綱が示された段階で一定の動きというのも考慮しながら、進めてまいり部分もございますので、特段大きな経費の支出ということはありませんでした。

また、ふるさと納税に係ります影響額でございますけれども、これにつきましても、今後どういった流れになるのかということではございますけれども、基本今の段階では、昨年ベースで考えると、影響は小かなということで、特に大きなそれに伴う経費が発生するということは、現時点では考えていないというところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） 軽自動車税、1年延長等ということで大変ありがたいこととございます。このことについて、周知の方法についてお伺いしたいんですけど、特に農林業が主産業であります本町にとりまして、軽自動車税、私も当然ですけど、皆さん方もご利用されていると思うんですけども、今年度でそういうご購入を考えておられる方も含めまして、この周知の方法について、いかようにして周知をされるのかをお伺いしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） 失礼します。車体課税の関係についての周知の関係でございますけれども、これにつきましても、昨年度の常任委員会等でもご指摘もいただきまして、昨年におきまして、ホームページに掲載をさせていただいています。ホームページの中でも、表に見出しをつけさせていただいて、深いところまで入っていただかなくても見ていただけるようなところにそういった情報を開設をさせていただきました。それが、1月位から。当初は、夏頃に一回載せておったんですけども、ちょっとそれが税制改正大綱がどうなるかということもございまして一旦、年末落としたんですけども、ある程度方向性が決まった段階で2月位からですか、新たに平成28年度以降こうなりますというような内容のホームページに掲載させていただきました。また、お知らせ版につきましても、2回掲載をさせていただいたところでございます。

それと、あと農業の関係がということでございまして、特にこの1月から行いました申告相談ですね、特に本町においては農業所得の申告等々の相談も多いということもございまして、その会場にそういったチラシもお配りをさせていただいたところでございます。また、本年度の軽自動車税の納税通知書の中にもそういったことを記入させていただきました書類を、例年より若干枚数が多くなったんですけども、同封させていただいて、お伝えをさせていただくという形をとらせていただきました。今後につきましては、更にCATV等広報媒

体を活用いたしまして、さらに周知を深めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） そういう答えが返ってくると当初から思っていました。そこで、次の承認の案件も含めまして、特に上位法の関係で例年毎年こうした条例改正が行われるということとなってきたいるんですけども、以前から私も申し上げておりますように、議員は全て持っているんですけども、例規集ですね、これが追録式でないということなんで、是非加除方式に変更して欲しいというようなことを申し上げてきたんですけども、そういう考えがないかということをお尋ねしておきたいというふうに思います。先ほどから、ホームページ、特にCATVの告知放送の中でもホームページに掲載しておりますというように、常々言われておるんですけども、ネット社会といえども、全ての者が閲覧できる状況にないというふうに思います。特に、旧町時代で特に瑞穂、私も瑞穂出身ですけども、旧町時代には各区長に例規集、これは加除式でしたけども、配布されておまして、区で設置をされているということから、あらゆる事業等に対する補助メニューの閲覧ですとか、その有無の確認ですとか、またこうした今回の条例改正に伴いまして、こういうふうに変ったんやなという確認できたというようなことで、区に設置されておりました。現状では、設置されていないということで、ちょっと何人かの方からそういうお声も聞いています。置いていただいておりますいつでも閲覧できるし、こういうことが出来るんやなと、こういうことになっておるんやなと確認できるというようなお声もいただきますので、そういったお考えがないのかどうかも含めてお伺いしておきたいと思います。いずれにしても、全ての町民がパソコンを保有しておる、また保有しておってもそれが使えるかどうかということも、使える状況にないと思いますので、できるだけ丁寧な周知の方法が必要ではないかと思っておりますので、その辺も含めて私が言いましたような方法が取れないものかどうかについて、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、加除式の例規集の発刊の関係でございます。合併直後につきましては、最初の例規集につきましては、作成をしたところでございますが、その後インターネットの普及あるいは経費的な面もございまして、加除式というものには改めていない状況でございまして、一定期間3年、4年くらいの間隔で例規集という形でお配りを行っている状況でございます。過去にもご意見等いただいていたところでございますけれど

も、現状利用実態等も加味しながら、加除式のものも一定経費的な部分で検討はしているところではございますけれども、現状におきましては、インターネットでの掲載、Web版での掲載あるいは冊子という形で作成をすることで、現状進んでいる状況でございます。また今後、そういった利用状況等も勘案をしまして、検討はしていきたいとは考えております。

それから、2点目です。各区に例規集の配布が、ということで、ご意見をいただいておりますけれども、直接住民の方に周知等を行うべきもの、あるいは補助金等で活用いただくべきものにつきましては、まず、年度当初の区長会の中で各補助金事業のメニューでありますとか、そういったものにつきましては、それぞれデータ等を作成をし、また紙ベースでご説明をさせていただいております、それをご活用いただくということにしております。また、当然本庁、支所に地域支援担当もおりますし、そういった事業の活用方法等につきましては、地域支援担当のほうでも対応をしているところがございますし、問い合わせ等各課にいただきましたら、ご説明等をさせていただきながら、事業の活用等呼びかけているという状況でございます。また、直接住民の方へのサービス等につきましても、現行ではお知らせ版等の紙ベースあるいは広報紙とかによりまして、広くお伝えをしている状況でございます。そういうものも含めまして、いまのところ各区に例規集という形ではお配りをしていない状態でございます。この点につきましても、また検討も加えてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

これより承認第1号を採決します。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手 全員）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって承認第1号は原案のとおり承認されました。

○議長（野口久之君） 次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町 国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

東君。

○11番（東まさ子君） さきほど、課長から説明をいただきまして81万円の負担限度額が85万円になるということで、それぞれの対象の数等、また80万円が収入が増えるというふうなことで説明をいただきました。私は賦課限度額についてお聞きいたします。今回、85万円に賦課限度額が引き上げされるわけですが、こういう対象となる所得階層というか、標準的な世帯のものでよろしいので試算されておりましたら、教えていただきたいということと。

それから、この賦課限度額の国の考え方でありまして、国はこの負担限度額について、なんか目標というか、そういうものを持っているのか。国の考え方、これからどんどんいくらでも増えていくのか。どういうことになっているのか、お聞きをしておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤誠君） ただいまご質問のありました賦課限度額の件でございますが、先ほど申しました医療分でありますとか、後期高齢者支援金分、また介護分ということで、個々に算出させていただきまして、世帯数の増減を見込みまして、80万円ということで上げさせていただいております。所得それぞれの条件でございますが、異なるいろいろな様々な場合がありますので、個々には算出していない状況ではございますが、全体として約80万円そういった分の増額を見込んでおるところでございます。

また、国の考え方ということでございますが、引き上げの背景でございますが、加入者の低所得化でありますとか、医療費の増加に伴いまして、低所得層等にもしわ寄せがきておることは、否めない事実でございます。また、そういった意味から、この階層の負担緩和を図るために、前年度も同じ時期に引き続き、引き上げとなったわけでございます。公費拡充が困難な中、国保内での所得再配分を強めることで、中間所得者の負担軽減を図るものということでございます。従来は、限度額の世帯数が概ね4%超えとなれば、限度額引き上げが行われてきたというような状況もございます。平成22年度からは、限度額該当世帯を一定割合に保つという考え方に移行されてきた経過がございます。そういったことによりまして、国のほうも国が考えるように理論的には限度額を上げるということは、高齢所得者層の負担

範囲を拡大するということなり、確かに税収は増え、国保税の見直しが可能となるというようには理論的にはなるわけですが、本町におきましても、補足説明でも先ほど申しましたように、限度額引き上げにより、想定される見込み額が80万円ということでございますので、国保会計の総額規模から見ると、必ずしも多額とはいえない状況でございます。しかしながら、わずかでも増収が見込めるのは否めないところでございまして、現時点では即効性はないわけでございますが、このことで本町の国保運営の安定化に少しでも繋げていけたらなというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 国の賦課限度額の引き上げについての考え方は、一定割合を保つということで今、説明いただいたわけでありましたが、今現在どういう状況になっているのか、国はその一定割合をどのように見ているのか。そして、現在はどういう割合になっているのか、お聞きをしておきたいと思えます。

それから、所得階層が今度引き上げの対象になった所得階層というのが、細かく言えば家族数とかいろいろありますが、標準的な所得階層というのは、全然分からないのか、お聞きをしておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤誠君） 一定割合の件でございますが、会社員でありますとか、公務員等の被用者保険、限度額を超える世帯の割合が1から1.5%というような範囲で定められているというか、推移しております。国保につきましては、平成26年度現在では、大体2.3%ぐらいと見込んでおりまして、1.5%に近づくように段階的に限度額を引き上げる方針で進められているような状況でございます。本町につきましても、約2.1%前後であるというような試算をしておるわけでございますが、そういった状況でございます。

また、所得云々という話でございますが、これにつきましては、いろいろな場合、先ほど申しましたように、後期高齢者分、また介護保険を適用されている方というふうにそれぞれ試算をしておるわけでございますが、現在のところ、個々には確かな数字は出しておらない状況でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 賦課限度額は、これからも1から1.5%が超過目標であるとするならば、これからも引き上げがされるということになると思えます。ということと、その所

得、どのくらいの方の所得が、今回の引き上げになるかということでございます。いろいろ医療、後期高齢者、介護納付金の分、それぞれあるということでありましたけれども、医療と後期高齢者の分だけで見れば、そういう目安となる所得の対象が分かるということにならないのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤誠君） 軽減判定基準の関係にも多少影響してくるかなと思うんですが、今賦課額でございますが、単純に言いましても全部で4万円上がったということでございます。その範囲にどれだけの方がいらっしゃるかということですが、具体的に現時点では何世帯、何名の方というような状況を把握し切れていない部分もございますので、現時点では申し訳ございませんが、申し上げることは出来ません。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 私もお尋ねしておきたいんですが、今回の賦課限度額の改正の目的とございますか、理由としては、中間所得層の負担軽減を図るためということが大前提になっておるんですが、京丹波町を見た場合に中間所得層というのは、どの辺の範囲のことを示しておるのかということだと思っておりますけども、200万円以下の所得の方が圧倒的に占めておる京丹波の国保の状況を見るとですね、中間所得者層というのは、どういう層を示すというか、分かっておれば伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤誠君） はっきりこういう方だというような示し方は出来ないかも知れませんが、200万円以下、100万円以下、というような方。また、いわゆる今回も条例のほう改正されるということでございますが、5割軽減でありますとか2割軽減という部分がございます。いわゆるその辺りに該当してくる方が中間所得者層というようなことに、考え方としてなるのではないかなと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○11番（東まさ子君） それでは、承認第2号 京丹波町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定についての専決処分について、承認することに反対の立場で討論を行いま

す。

今回の条例改正は、1点目は国保税の賦課限度額を引き上げ、中間所得者層の保険税の軽減を図るというものであります。2点目は、低所得者に対する国保税軽減の対象世帯を拡充するというものであります。低所得者に対する国保税軽減については、7割軽減、5割軽減、2割軽減があり、加入者の所得により軽減の対象になるかどうか判定をされております。今回は、5割軽減と2割軽減の対象となる世帯の所得基準を引き上げ、拡充するものであり、賛成するものであります。

しかし、賦課限度額の上昇については賛成できません。中間所得者層の負担軽減を図るためとして、国保税の負担限度額が現在の81万円から4万円引き上げられ、85万円にするものであります。賦課限度額は、平成23年度に73万円から77万円に、平成26年度に77万円から81万円に引き上げられ、今回85万円に引き上げられると2年間で8万円の引き上げであります。

今回の改正は、中間所得者層の保険税の軽減を図るとの説明ですが、医療費が増加し、確保しなければならない保険税収入額が増加した場合、加入者の所得が伸びない状況の下では、必要な保険税を確保するためには、保険税率の引き上げか、賦課限度額の上昇の方法しかないとして、賦課限度額の上昇の方が、高所得者層に多くの負担をしてもらうことになるが、中間所得者層に配慮した保険税の設定が可能になるとしております。

しかし、加入者の負担増による軽減策は、保険税率の引き上げか、賦課限度額の上昇のいずれの方法をとっても、限界を超えてしまうことに繋がっていきます。国の負担率を拡充しない限り、今後も際限なく引き上げが行われることとなります。この間国の負担率は、1984年には50%であったものが、25%になっているように、どんどん引き下げがされてきています。ここにこそ、大きな問題があることを指摘するものであります。国の負担率を、もとの50%に引き上げることを求めるべきであり、安易に加入者に負担を押し付けるこのような被保険者間の負担で軽減策を図る今回の改正では、何も解決しないことを述べまして、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

これより承認第2号を採決します。

承認第2号 専決処分承認を求めることについて 京丹波町国民健康保険税条例等の一

部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 多数)

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって承認第2号は原案のとおり承認されました。

○議長（野口久之君） 次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

これより承認第3号を採決します。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって承認第3号は原案のとおり承認されました。

○議長（野口久之君） 次に、同意第1号 京丹波町須知財産区管理委員の選任についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

本件及び次の同意第2号については、個人ごとに同意を得るのが本来の形ではありますが、案件ごと一括して採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（野口久之君） ご異議なしと認めます。

これより、同意第1号を採決します。

この表決は、起立により行います。

同意第1号 京丹波町須知財産区管理委員の選任について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 全員)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって同意第1号は、原案のとおり同意されました。

○議長(野口久之君) 次に、同意第2号 京丹波町高原財産区管理委員の選任についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより、同意第2号を採決します。

この表決は、起立により行います。

同意第2号 京丹波町高原財産区管理委員の選任について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 全員)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって同意第2号は、原案のとおり同意されました。

○議長(野口久之君) 以上で本日の議事日程並びに本臨時会に付議された事件は、すべて議了しました。

よって、本日の会議を閉じ、平成27年第2回京丹波町議会臨時会はこれをもって閉会いたします。

ご苦勞様でございました。

なお、この後議員控室におきまして、議会活性化特別委員会が開催されますので、委員の皆さんはお疲れのところ大変ご苦勞様ですが、10時40分からよろしくお願いをします。

午前10時23分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口 久之

〃 署名議員 北尾 潤

〃 署名議員 鈴木 利明